

遊漁船業登録の手引き

令和3年度版

沖縄県農林水産部水産課

～申請書類の提出・問い合わせ先～

■沖縄県水産課(漁業管理班)

所 管: 沖縄本島、周辺離島、久米島、南・北大東村

住 所: 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁舎10階南側

電話番号: 098-866-2300

FAX番号: 098-866-2679

■宮古農林水産振興センター(漁港水産班)

所 管: 宮古島市、多良間村

住 所: 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里1125 宮古合同庁舎4階

電話番号: 0980-72-2365

FAX番号: 0980-73-2314

■八重山農林水産振興センター(漁港水産班)

所 管: 石垣市、竹富町、与那国町

住 所: 〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438-1 八重山合同庁舎4F

電話番号: 0980-82-2342

FAX番号: 0980-83-3542

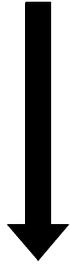
～目次～

(1) 手続きの流れ	1
(2) 概要	2
(3) 登録の有効期間	2
(4) 登録申請の前に準備すること	2
① 船舶検査の受検	2
② 損害賠償保険の加入	2
③ 遊漁船業務主任者の選任	3
(5) 登録の拒否要件について	3
(6) 登録申請手続きについて	4
(7) 業務規程について	4
(8) 営業開始の準備	4
① 標識の掲示	4
② 利用者名簿の備え置き	5
③ 利用者が遵守すべき事項の掲示等	5
(9) 登録後の手続きについて	6
① 登録更新の申請	6
② 変更の届出	6
③ 廃業の届出	6
遊漁船業者登録(更新)申請書類一覧	7
遊漁船業者変更届出書一覧	8
遊漁船業者登録(更新)申請書類様式	9
遊漁船業者登録(更新)申請書類記入例	14
変更届出書様式	19
変更届出書記入例	20
廃業届出書様式	21
廃業届出書記入例	22
業務規程例	23
業務規程例記入例	43
利用者名簿例	57

(1) 手続きの流れ

遊漁船業を営む際の手続きの流れは次のとおりです。

登録申請の前に準備すること・確認すること



- ✓ 船舶検査の受検…(4)-①参照
- ✓ 損害賠償保険の加入…(4)-②参照
- ✓ 遊漁船業務主任者の選任…(4)-③参照
- ✓ 登録の拒否要件の確認…(5)参照

県への登録申請



- ✓ 申請書類及び業務規程を、営業所を管轄する県の担当部署へ提出…(6)(7)参照

登録の通知受領



- ✓ 県から登録番号及び登録票等の通知

営業開始の準備



- ✓ 標識の掲示…(8)-①参照
- ✓ 利用者名簿の備え置き…(8)-②参照
- ✓ 利用者が遵守すべき事項の掲示等…(8)-③参照

営業開始



更新の申請…(9)-①参照

変更の届出…(9)-②参照

廃業の届出…(9)-③参照

(2) 概要

遊漁船業とは、船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で、利用客に水産動植物を採捕させる事業のことです。釣り船や磯・瀬渡し、防波堤渡しのほか、漁業体験(定置網など)も該当します。

遊漁船業を営むためには、遊漁船業の適正化に関する法律(以下、遊適法という)により、営業所ごとに、知事による遊漁船業者登録を受けなければなりません。

たとえ1年に1回であっても、営利を目的として遊漁船業を営む場合は登録して下さい。なお、水産動植物の採捕を目的としない観光遊覧やダイビング案内業などは「遊漁船業」に該当しません。

(3) 登録の有効期間

遊漁船業者登録の有効期間は5年間です。有効期間満了後も、引き続き遊漁船業を営む場合は、登録の有効期間の満了の日の30日前までに登録更新の手続きが必要です。

(4) 登録申請の前に準備すること

遊漁船業者の登録を受けようとする場合は、事前に次の準備が必要です。

① 船舶検査の受検

遊漁船として使用する船舶は、小型船舶検査機構(JCI)による船舶検査を受検してなければなりません。受験の有無は、船舶検査証書の有効期間より確認します。

② 損害賠償保険の加入

遊漁船業者は、釣客の生命又は身体について発生した損害を賠償する為の保険に加入する必要があります。損害賠償保険の補償額は、使用する遊漁船毎に、船舶検査証書に記載された旅客定員の人数分、1人あたり3,000万円以上の補償額が必要です。

また、磯渡し等を行う場合、磯や防波堤に渡した場所で発生した、遊漁船業者の過失による損害も補償の対象となる保険に加入する必要があります。

(例)遊漁船A丸の旅客定員が10名である場合

10名×3000万円=3億円となり、遊漁船1隻あたり、3億円以上の、乗客損害にかかる保険金額がかけられていなければなりません。

③遊漁船業務主任者の選任

遊漁船業者は、利用者の安全確保等の業務を行わせるため、次の資格をすべて満たした遊漁船業務主任者を選任し、必ず船に乗船させなければいけません。遊漁船業者本人が遊漁船業務主任者を兼ねることもできます。

知事の命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、遊漁船業務主任者になることができません。

(イ)海技士(航海)又は小型船舶操縦士の免許を受け、かつ特定操縦士免許を取得している者。

(ロ)1年以上の実務経験を有するか、遊漁船業務主任者の指導による10日以上(1日につき5時間以上)の実務研修を修了した者。

(ハ)農林水産大臣が認める団体が開催する「遊漁船業務主任者を養成するための講習」を修了した者。

講習の有効期限は、修了証明書の交付を受けた日の翌年の1月1日(交付を受けた日が1月1日である場合は、同日)から5年間です。

(例)平成26年2月6日に交付された場合、翌平成27年1月1日より起算し、平成31年12月31日が有効期限となります。

※農林水産大臣が認める団体については、水産庁HPをご参照下さい。

(5)登録の拒否要件について

次に該当する場合は、遊漁船業者登録を受けることができません。

(イ)違反により遊漁船業者登録を取り消され、その処分から2年を経過していない場合。

(ロ)業務の停止を命じられ、その停止期間が経過していない場合。

(ハ)遊漁船業務主任者を選任していない場合。

(ニ)利用者の生命又は身体について発生した損害を賠償するための保険に加入していない場合。

(ホ)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合。

※この他にも、遊漁船登録をすることができない場合があります、詳しくは、遊適法第6条をご参照するか、水産課までお問い合わせ下さい。

(6) 登録申請手続きについて

遊漁船業者として登録を受けようとする方は、申請に必要な書類を遊漁船業の営業所を管轄する県の担当部署へ提出して下さい。

申請受領後、審査を行い、適切な申請であると判断した場合、「遊漁船業者登録簿」へ遊漁船業者として登録します。その後、申請者宛てに、遊漁船の登録番号と遊漁船業者登録票を通知します。

遊漁船業登録申請には、次の手数料が必要になります。手数料相当分の沖縄県収入証紙を登録申請書に貼附して申請して下さい。

また令和3年4月1日より、申請様式の押印を廃止にともない、申請者の本人確認が必要となります。申請時に、申請書類で申請者の身分証明書の提出がない手続の場合は、運転免許証など公的機関が発行した身分証明が出来る書類の写しを提出してください(郵送の場合は申請書類に同封。直接提出の場合、申請者と提出者が異なる場合は提出者のものも併せて提出してください)。

従前の様式を使用して、提出する書類に押印されていた場合でも受付は可能です。

手数料	新規	¥15,000	更新	¥12,000
------------	-----------	----------------	-----------	----------------

県内の銀行（琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫）の本・支店で購入できます。

町村役場（伊江村・伊是名村・伊平屋村・東村・栗国村・座間味村・渡嘉敷村・多良間村・竹富町）、農協（南大東村・北大東村）、漁協（与那国町）でも取り扱っています。

※（ ）に取り扱っている町村名を記載

上記の販売所での購入が困難な場合は、従来どおり郵便為替も取り扱います。

また郵送での購入が必要な方は下記2箇所へ直接お問い合わせください。

【県外向け郵送販売取扱い売りさばき所】

○金秀商事株式会社（県庁本庁舎地下1階売店）電話：098-868-4001

○沖縄県母子寡婦福祉連合会（南部合同庁舎2階売店）電話：098-867-8176

そのほかの販売先は、県ホームページ「沖縄県証紙売りさばき所一覧」をご参照ください。

掲載場所の URL：

<https://www.pref.okinawa.jp/site/suito/kaikei/kokuhi/documents/shousi-ichiran030115.pdf>

(7) 業務規程について

遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程である「業務規程」を作成しなければなりません。業務規程とは、遊漁船業者が事業を営む際の規範となるもので、利用者の安全確保や漁場の安定的な利用関係のために、遊漁船業者及び業務主任者等の従業員が行うべきことを定めるものです。

作成した業務規程は、遊漁船登録申請の際に、申請書類と同時に県へ提出して下さい。

(8) 営業開始の準備

遊漁船業者の登録完了後、県より、登録番号及び登録票を通知します。営業の開始までに次の準備が必要です。

① 標識の掲示

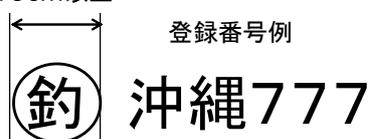
(イ) 登録番号の掲示

通知された登録番号を、使用する船舶の船体両側面または船橋両側面等に掲示して下さい。表示の様式は次のとおりです。※掲示様式は各自ご用意下さい。

※登録番号を船橋や船体側面等に掲示する



15cm以上



登録番号例

文字の大きさはタテヨコ10cm以上（釣は15cm以上）

太さは1cm以上、文字間隔は2cm以上とすること

(ロ) 遊漁船業者登録票の掲示

通知された登録票を、営業所及び遊漁船内の、それぞれ公衆の見やすい場所に掲示して下さい。

□ 営業所用 (A3)

掲示場所：建物入口付近、カウンター周辺など

□ 遊漁船用 (A4)

掲示場所：キャビン周辺など

備考：遊漁船業務主任者の氏名は、当該遊漁船に乗り込む遊漁船業者の氏名のみです。

※複数の遊漁船業務主任者がいる場合は、出航の度に、1名ずつ記載して下さい。（コピーやマグネット等）でも構いません。

(例)

遊 漁 船 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	遊漁太郎
登録番号	沖縄 777
登録の有効期間	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
営業所の所在地	900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
遊漁船の名称	おきなわ丸
遊漁船業務主任者の氏名	遊漁太郎
損害賠償措置の保険期間	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

②利用者名簿の備え置き

遊漁船登録後、営業開始前までに、営業所ごとに、利用者名簿をご準備下さい。登録後、水産課からの通知に同封される様式をご参考下さい。

遊漁船業者は、出航前に作成し、作成の日から1週間保存しなければなりません。

特定の店舗等を構えていない場合は、車等に置いて可。ただし、必ず陸上に保管して下さい。

③利用者が遵守すべき事項の掲示等

遊漁船業者は、利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の利用に関する制限の内容を周知させなければなりません。

(イ)都道府県漁業調整規則

(ロ)海区又は連合海区漁業調整委員会の指示

(ハ)事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定

(ニ)事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程等

(9)登録後の手続きについて

①登録更新の申請

登録の有効期間は5年間です。登録期間の満了後も引き続き遊漁船業を営む場合は、登録更新の申請が必要です。登録更新の申請は、有効期間の満了日の30日前までに、知事へ提出しなければなりません。

業務規程の内容に変更が無い場合は、新たに業務規程を作成する必要はありません。

②変更の届出

登録内容に、下記に該当する変更があったときは、変更のあった日より30日以内に、知事へ届出なければなりません。

(イ)氏名(法人の場合は代表者の氏名)又は名称及び住所が変わったとき

(ロ)営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称が変わったとき

(ハ)法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらの準ずる者)の氏名が変わったとき

(ニ)未成年にあつては、その法定代理人の氏名及び住所がかわったとき

(ホ)遊漁船業務主任者がかわったとき

(ヘ)保険内容(金額、期間、人数など)がかわったとき

③廃業の届出

下記に該当するときは、その日から 30 日以内に知事に届出なければなりません。

(イ)遊漁船業を廃業するとき

(ロ)遊漁船業者が死亡したとき

(ハ)法人が消滅又は解散したとき(登録が法人名義である場合に限る)

～遊漁船業者登録(更新)申請書類一覧～

	個人	法人
登録申請者関係	①遊漁船業者登録申請書 (様式1号の表面及び裏面)	①遊漁船業者登録申請書 (様式1号の表面及び裏面)
	②誓約書(様式第2号)	②誓約書(様式第2号)
	③損害賠償保険の保険証券の写し (てん補限度額: 1人あたり3千万円以上×旅客定員数)	③損害賠償保険の保険証券の写し (てん補限度額: 1人あたり3千万円以上×旅客定員数)
	④使用船舶の船舶検査証書の写し	④使用船舶の船舶検査証書の写し
	⑤申請者の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し) ※⑦の住所と同じなら省略可	⑤登記簿謄本(現在事項全部証明書) ※目的(業務内容)に遊漁船業又はそれに該当する事業が記載されていること
	⑥未成年者である場合 その法定代理人の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)	⑥役員の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)
遊漁船業務主任者関係	⑦海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること	⑦海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること
	⑧遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面(様式第3号) →1日につき5時間以上、10日以上 ※証明者の身分証明書の写しを添付	⑧遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面(様式第3号) →1日につき5時間以上、10日以上 ※証明者の身分証明書の写しを添付
	⑨誓約書(様式第3-2号)	⑨誓約書(様式第3-2号)
	⑩遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了書の写し※1	⑩遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了書の写し※1
	⑪選任した遊漁船業務主任者の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)※⑦に住所記載があれば省略可	⑪選任した遊漁船業務主任者の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)※⑦に住所記載があれば省略可

※1 遊漁船業務主任者講習会の有効期限は終了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過していないこと。

手数料 新規 ¥15,000 更新 ¥12,000

※県証紙が購入できない離島からの申請は、郵便為替で受付ています。

※ 登録更新は、有効期限の30日前までに行いましょう。

※ 新規登録申請の場合は、業務規定も併せて提出して下さい。

～遊漁船業者変更届出書類一覧～

1. 遊漁船業者変更届
2. 1に加え、変更事項ごとに以下の書類が必要です。
1. 遊漁船業者の名称及び住所の変更
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 個人の場合は住民票妙本またはこれに代わる書面 (運転免許証や健康保険証等の写し)
③ 法人の場合は登記簿謄本
2. 営業所の名称及び所在地の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 登記簿謄本
3. 遊漁船の変更、追加
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 船舶検査証書の写し(※裏面の記載がある場合は、裏面の写しも必要)
③ 損害賠償保険の保険証券の写し等
4. 法人役員の変更
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 登記簿謄本
③ 新たに役員となった者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面 (運転免許証や健康保険証等の写し)
④ 誓約書(様式第2号)
5. 未成年者の法定代理人の氏名及び住所の変更
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 新たに法定代理人となった者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面 (運転免許証や健康保険証等の写し)
③ 誓約書(様式第2号)
6. 遊漁船業務主任者の氏名の変更、追加
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 新たに選任された遊漁船業務主任者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面(運転免許証や健康保険証等の写し)
③ 海技免状又は小型船舶操縦士免許の写し
④ 遊漁船業務主任者の実務経験または実務検証を証する書面(様式第3号)
⑤ 遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了証明書の写し
⑥ 誓約書(様式第3号の2)
7. 損害賠償の内容の変更
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 船舶検査証書の写し(※裏面の記載がある場合は、裏面の写しも必要)
③ 損害賠償保険の保険証券の写し等